

第13回 「安全確保義務」について

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

昨年は高速ツアーバス事故や中国での遭難事故の発生等を通じ「旅行の安全」につき深く考えさせられた年でした。そこで今回は、旅行者が負う「安全確保義務」について考えてみたいと思います。

「安全確保義務」とは、どこに書いてあるの？

「安全確保義務」の記載は、旅行業法にも標準旅行業約款募集(受注)型企画旅行契約の部(以下、「約款」といいます)の中にもありません。実は、過去の裁判を通じて裁判所が書いた判決文の中に書かれているのです。さて、昭和59年と昭和61年にパキスタンおよび台湾にて、相次いで、(当時の)主催旅行実施中に2件のバス事故が発生し、多くのお客様の尊い命を失う結果となりました(事故の原因はいずれも運転手の運転ミス等によるものでした)。その後、この事故に遭ったお客様から旅行者に対する損害賠償請求の訴えが成され、結局これらの裁判は2件とも、お客様の請求は棄却されました。しかし、この裁判の中で、裁判所は、旅行者の「安全確保義務」の存在について示したのです。つまり、「契約関係にある当事者は、その義務

の履行については、相互に相手方の信頼に応えるように誠実に行わなければならない、旅行契約における旅行者の主要な義務(手配完成義務)や「旅程管理義務」を履行するにあたっては、これに附随して行う信義則上の義務として「安全確保義務」がある。」と判示したのです。また、この「安全確保義務」は、旅行者によって旅行が企画されるときから、旅行サービスの手配時、さらには旅行中まで通じて存在するとも判示しました(昭和63年および平成元年東京地裁)。ところで、これらの判決がなされて約25年経過した本年4月に、三度、東京地裁にて平成18年に発生した企画旅行実施中のトルコでのバス事故に関する旅行者への損害賠償請求事件の裁判があり、この判決文の中でも、裁判所は、上記2件の裁判のときと全く同じ考え方を採り、繰り返し、旅行者の「安全確保義務」の存在を示しています。

「安全確保義務」の内容とは？

例えば「旅程管理義務」の内容については、旅行業法施行規則第32条に4つの措置が、また、約款でも募集型は第23、受注型は24条に具体的な内容が書かれています。しかし「安全確保義務」については、前述の通り、過去のバス事故等に係る裁判を通じて裁判所の判決文の中でしか示されていません。そこで今回は、東京地裁の判決文の中で書かれたバス事故に絡んだ「安全確保義務」の内容の概要につき、特に重要だと思われる以下の3点に絞って抜粋してみました。

1. 「安全な旅行サービス提供機関を選定する義務」・旅行者の生命、身体、財産等の安全を確保するた

め、旅行目的地、旅行日程、旅行サービス提供機関の選定等に関し、あらかじめ十分に調査・検討し、専門業者としての合理的な判断をし、また、契約内容の実施に関し、遭遇する危険を排除すべく合理的な措置をとるべき義務(安全確保義務)がある。

2. 「安全な旅行行程を設定する義務」・旅行行程設定時には、「安全な旅行行程を設定する義務」があり「危険排除義務」ともいえる。つまり、旅行の目的地及び日程、移動手段等の選択に伴う特有の危険(伝染病・洪水・土砂崩れ等)が予想されるときは予めその危険を除去する手段を講じ、または旅行者にその旨を告知して旅行者自らその危険に対処する機会を与える等の合理的な措置を採るべき。

3. (添乗員が同行する際の)「添乗員の旅行者の安全を確保するための適切な措置を行う義務」・車体の老朽化等、外観からこれを使用することが危険であると明白に判断し得る際にはこのバスを使用させない措置を採ること。酔酔運転、著しいスピード違反運転または交通規則の継続的無視のような乱暴運転等事故を起こす可能性が高い運転がされているときにはこの運転を止めさせるための措置を採ること。台風や豪雨等の一見して危険と分かる天候となったときに旅程変更の措置を採ること。

「安全マネジメント」の推進を

何よりも大切なこと、それは事故防止のため企画旅行を実施する旅行会社として、社を挙げた経営の問題としての「安全マネジメント」の体制作りです。以上につき、そのための参考にしていただければ幸いです。(服部)